

(令和2年7月1日～令和3年6月30日に借入申込書を受理するものに適用します。)

群馬県

○：不足地域

- 新設の場合、融資対象となります。
- 増改築の場合、「甲種増改築資金」として融資対象となります。

×：充足地域

- 新設の場合、原則として融資対象になりません。
- 増改築の場合、「乙種増改築資金」として融資対象となります。
- ※ 「在宅療養支援（歯科）診療所」及び「かかりつけ医機能を有する診療所」の新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。
- ※ 医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして認定を受けた医師による新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。

(詳細は、「ご融資の種類」ページ等をご参照ください。)

市区町村名	一般診療所 過不足	歯科診療所 過不足
前橋市	×	×
高崎市	○	×
桐生市	○	×
伊勢崎市	○	×
太田市	○	×
沼田市	○	×
館林市	○	×
渋川市	○	×
藤岡市	○	×
富岡市	○	○
安中市	○	○
みどり市	○	○
(北群馬郡)		
榛東村	○	○
吉岡町	○	○
(多野郡)		
上野村	×	×
神流町	×	×
(甘楽郡)		
下仁田町	○	○
南牧村	○	×
甘楽町	○	×
(吾妻郡)		
中之条町	○	○
長野原町	○	○
嬭恋村	○	○
草津町	○	×
高山村	○	○
東吾妻町	○	○
(利根郡)		
片品村	○	○
川場村	○	○
昭和村	○	○
みなかみ町	○	○
(佐波郡)		

玉村町	○	○
(邑楽郡)		
板倉町	○	○
明和町	○	○
千代田町	○	○
大泉町	○	○
邑楽町	○	×